

議案第一号

港区立図書館の臨時休館について

令和六年一月十日

令和6年1月10日
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

港区立図書館の臨時休館について

審議内容

図書館システムの更新を行うため、港区立図書館条例第4条の規定に基づき、令和6年5月22日（水）から5月27日（月）まで区立図書館全館を臨時休館します。これに伴い、令和6年5月は、条例第4条第1項第2号及び第2項第3号で規定する館内整理日（毎月第三木曜日）は開館します。

1 臨時休館日

令和6年5月22日（水）から5月27日（月）まで

2 休館する図書館

全館（三田図書館、みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館（※）、高輪図書館分室）

※令和6年4月1日に台場区民センター図書室から台場図書館に移行します。

3 理由

サーバー機器等の保守期限の終了に伴い、図書館システムを更新します。

図書館システムの更新作業では、新サーバーへのデータの移行、動作確認等を行うため6日間システムを停止する必要があります。

作業期間中は各図書館窓口での資料の貸出、返却、検索、予約等の業務が行えないため、全ての図書館を休館します。

休館中は、インターネットからの資料の検索や予約、電子書籍サービスも全て停止します。

4 休館に伴う対応

(1) 5月の館内整理日

5月の館内整理日（16日（木））は、全館開館します。なお、5月の館内整理日に実施する作業は臨時休館中に実施します。

(2) 休館中の図書館資料の扱い

① 貸出期間の延長

図書館資料の返却日が休館期間中にあたる場合は、返却日を最大6日間延長します。

② 予約資料の取置期限の延長

予約資料の取置期限が休館期間中にあたる場合は、取置期限を延長します。

(3) 三田図書館、みなと図書館の読書室の開放

三田図書館5階読書室(30席)及びみなと図書館地下1階読書室(53席)は、可能な限り利用者サービスを低下させないために開放します。

5 図書館システム更新に伴う新たなサービスについて

現行の図書館カードの利用に加えて、新たに、利用者のスマートフォン等で、図書館カード番号のバーコードを表示することで図書館カードを持参せずカードレスにより図書館資料の貸出をできるようになります。

また、希望する利用者は、貸出履歴を確認することができるようになります。さらに、インターネットを通じたレファレンスサービス(調べもの相談)の受付専用フォームを図書館ホームページに設けます。

6 告示日

令和6年2月上旬(予定)

7 利用者への周知方法

- (1) 「広報みなと」への掲載
- (2) 「ミナトマンスリー」への掲載
- (3) 「ひろば」お知らせ記事への掲載
- (4) 「港区ホームページ」への掲載
- (5) 「港区立図書館ホームページ」及び「港区電子図書館」への掲載
- (6) 区立図書館内にポスター掲示
- (7) 図書館関連施設内にポスター掲示
- (8) X(旧Twitter)への投稿

8 その他

区立図書館の連携施設(男女平等参画センター図書資料室、青山生涯学習館図書室、郷土歴史館図書室)は、今回の区立図書館の臨時休館中も開室する予定ですが、貸出等の業務は行わず当該連携施設で所蔵する資料の閲覧のみとなります。